



# P&I 特別回報

第 15-002 号  
2015 年 5 月 15 日

## 日本船主責任相互保険組合

外航組員各位

### ウルグアイでの油濁事故対応契約要求について (その 3)

#### 規則概要

2012 年 11 月 23 日に発効したウルグアイ法 N° 19.012 の Article 6 では、ある種の船舶及び洋上浮体設備に対して油濁対応業者(OSRO)と契約することを義務付けています。

2015 年 2 月 17 日付特別回報第 [14-021 号](#) をご参照下さい。同回報にて、Disposición Marítima N° 149 というウルグアイの新規則が 2015 年 2 月 20 日に発効する予定であることをご案内しました。しかしながら、その後 2015 年 2 月 23 日付特別回報第 [14-022 号](#) でご案内しました通り、ウルグアイ Coast Guard はいくつかの事項について OSRO との確認が完了するまで規則の実施を延期することを決定していました。

2015 年 5 月 4 日に、ウルグアイ Coast Guard は従前の Disposición Marítima N° 149 に代わる Disposición Marítima N° 157(以下、規則という)を発行しました。同規則では、OSRO との契約が必要な船舶のタイプを特定するとともに、補油作業中に要求される技術面及び安全面の措置や OSRO 契約書の雛形が規定されています。当該規則は 2015 年 5 月 15 日に発効する予定です。

以下の情報は規則の直訳をベースにしています。いくつかの点において曖昧な部分があるのは事実ですが、現時点では規則の文言解釈についてこれ以上ご案内できる情報は持ち合わせておりません。

#### OSRO との契約が必要となる船舶

規則は以下の船舶及び洋上浮体設備に適用されます。

- a) 炭化水素・同派生物、危険・有害物質、液体鉱物の輸送・移送・作業、もしくは船舶や海洋設備の再浮揚作業に従事するタンカー、バージ、小型ボート、漁船、その他海洋設備
- b) 上記船舶のいずれかがウルグアイの港・ターミナル・バースや指示待ちのために 24 時間以上ウルグアイ水域に錨泊する許可を求める場合
- c) 航行や環境に危険を与える船舶に対する援助及び救助サービスに関するウルグアイ法 N° 17.121 に従い海事局が欠陥があると判断した船舶
- d) 領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚での生物及び非生物資源の探査及び採取のための海上プラットフォームや固定もしくは可動式設備を供給する船舶

本規則が適用される船舶は、Coast Guard の認可を受けた現地 OSRO により発行される OSRO 証書、P&I Club の保険契約承諾証(Certificate of Entry)、CLC 証書(適用される場合)を現地当局へ提出することが必要になります。関連証書は、錨泊、積載、輸送作業に従事する 24 時間前に提出する必要があります。

なお、OSRO 契約は現地代理店を通じて行う必要があります(但し、ウルグアイ籍船の場合、船主が直接 OSRO と契約することが可能です)。

## OSRO 契約

2015 年 2 月 17 日付特別回報 [第 14-021 号](#)にて、本規則の下、Marine Environmental Care Lasimar S.A.と CINTRA Golantex S.A.の 2 社が Coast Guard の認可を取得しており、国際 P&I グループ (IG)では両社の契約書を精査したことをご案内しました。

その後、IG では Lasimar S.A.は業務を停止したとの情報を入手しました。なお、CINTRA Golantex S.A.の契約書は IG ガイドラインに沿ったものとなっており、契約書に基づき生じる責任は通常の P&I カバーの対象となり、追加保険の購入は不要であること確認申し上げます。

IG では、LIFISOL S.A.という OSRO が新たに本規則に基づく Coast Guard の認可を取得したとの情報を入手しています。しかしながら、IG では未だ LIFISOL S.A.の契約書を入手しておらず、内容の確認が出来ていません。LIFISOL S.A.の契約書の精査が完了次第別途ご案内申し上げます。

## OSRO との事前契約が不要な船舶

炭化水素・同派生物、危険・有害物質、液体鉱物の輸送・移送・作業に従事しない船舶は OSRO と契約する必要はありません。但し、油濁事故が発生した場合、MARPOL 条約第 4 章 37 条に従った対応が必要となります。

## その他の規定

ウルグアイ水域に 24 時間以上錨泊する船舶は代理店のアポイントが必要となります。

液化天然ガス(LNG)を運送する船舶は特定の要求を遵守する必要があり、同要求については別途 Coast Guard から発行される見込みです。

燃料油及びその他の油製品の供給者は、輸送及び移送作業毎に選任した OSROs と緊急対応計画を作成することになります。

IG では規則の内容確認を継続し、必要に応じて進展状況をご案内する予定です。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回報を発行しています。

以上